

事業用電気通信設備規則等の一部改正について
(諮問第 1179号)

<目 次>

- 1 改正概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案・・・21
(新旧対照表)
- 3 電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令案・・・33
(新旧対照表)

(参考)

- ・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案・・・・・・・・参考 1
(新旧対照表)
- ・電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案・・・・・・・・参考 2
(新旧対照表)
- ・電気通信番号規則の一部を改正する省令案・・・・・・・・参考 3
(新旧対照表)
- ・事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する告示案・・参考 4
(新旧対照表)
- ・管理規程の細目を定める件告示案・・・・・・・・参考 5

事業用電気通信設備規則等の一部改正について

I 改正の背景

平成19年1月24日付け情報通信審議会答申「OAB～J番号を使用するIP電話の基本的事項に関する技術基準」（情審技第5号）及び平成19年5月24日付け情報通信審議会答申「ネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策に関する事項」（情審技第33号）において提言された事項のうち、省令改正を要する次の事項について規定整備するものである。

1. OAB～J番号を使用するIP電話用設備等の技術基準の見直し（事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号。以下「設備規則」という。）改正）
2. コロケーション設備に対する防火等対策（設備規則改正）
3. 電気通信主任技術者の配置要件の見直し（電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）改正）

II 改正の概要

1. 事業用電気通信設備規則改正

(1) OAB～J番号を使用するIP電話用設備等の技術基準の見直し

アナログ電話相当の機能を有する固定電話用設備のうち、OAB～J番号を使用するIP電話用設備等の技術基準において、以下の規定を追加するとともに、規則構成を一部見直す。

- ・OAB～J番号を用いて電気通信役務を提供するIP電話用設備にネットワーク品質を規定。
- ・固定電話用設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、OAB～J番号を用いて電気通信役務を提供するIP電話用設備）に発信者番号偽装対策に関する規定を整備。

(2) コロケーション設備に対する防火等対策

事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機器室等に、他の電気通信事業者の電気通信設備を設置する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを確認しなければならないこととするための規定を追加。

■答申抜粋（情審技第33号）（p. 54）

コロケーション先の電気通信設備の保護

電源設備について、例えば、異常時電源遮断機能を具備することや、保守点検により正常性を維持すること等、発火・発煙等の防止に関する基準を、電気通信事業法上の技術基準等として設けることが必要である。また、他の事業者のビルにコロケーションしているすべての電気通信設備について、発火・発煙等の防止等の最低限の安全・信頼性が確保されるよう所要の措置を講じることが必要である。

2. 電気通信主任技術者規則改正

○ 電気通信主任技術者の配置要件の見直し

電気通信主任技術者と同等と認める者の配置によることができる場合の事業用電気通信設備の設置の範囲を一の市町村に限定しているものを、総務大臣が別に告示する要件に適合する場合にあっては、一の都道府県まで認めることとするための規定を追加。【第3条の2】

■答申抜粋（情審技第33号）（p. 31）

情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録制度の有効活用

情報通信ネットワークの安全・信頼性対策の指標として、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）」が規定されており、この基準に沿って対策を行っている事業者について登録制度が設けられているところである。事業者が効率的に情報通信ネットワークの安全・信頼性を向上させることができるよう、3.2.1項で後述する電気通信主任技術者の配置要件の明確化の検討と併せて、本制度の一層の有効活用を図ることが必要である。

Ⅲ パブリックコメントの実施

平成19年7月23日（木）に情報通信審議会（電気通信事業部会）へ諮問し、省令についてパブリックコメント（平成19年7月23日（木）～同年8月23日（木）まで）を実施し、その結果5件（7社）の意見が提出された。（パブリックコメントの概要及び審議会の考え方（案）は別紙のとおり。）

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案等に寄せられた主な意見及び考え方

1 OAB～J系IP電話のネットワーク品質（事業用電気通信設備規則）

- 端末設備を含むエンド～エンドの品質確保が今後困難になると考えられるため、エンド～エンドの品質を規定している総合品質の廃止及びネットワーク品質を基にした品質基準への移行を今後検討すべき。（KDDI）

⇒（考え方）

- ・情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会において今後検討。

2 発信者番号偽装対策（事業用電気通信設備規則）

- 発信者番号偽装対策については050系IP電話や携帯電話などのサービスについても対象にすることを検討すべき。（TCA、ソフトバンク）

⇒（考え方）

- ・情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会において今後検討。

3 コロケーション設備の防火対策（事業用電気通信設備規則）

- (1) 電気通信事業法を改正し、旧二種事業者に対しても技術基準適合維持義務を適用して対応すべき。又は「他の事業者に設置スペースを提供する場合は、当該設備の安全性が確保されたものであることを記した書面等を設備を設置する事業者から受領する等により確認する。」と修正すべき（NTT東、NTT西）
- (2) 趣旨に賛成。ただしコロケーションの進展の妨げにならないよう配慮が必要。（KDDI、ソフトバンク）

⇒（考え方）

- ・旧二種事業者への適用は事業用電気通信設備規則の改正に直接関係がない。
- ・措置の確認方法の例示については、以下のとおり追記する。

事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置する通信機械室、コンテナ等及びとう道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを当該他の電気通信事業者からその旨を記載した書面の提出を受ける方法その他の方法により確認しなければならない。

【以下諮問対象外】

4 管理規程の見直しについて（電気通信事業法施行規則）

- 管理規程の届出内容についてはセキュリティ等に影響を及ぼさない内容とすべき。（TCA、NTTコム）

⇒（考え方）

- ・届出された管理規程中セキュリティに関する事項は情報公開法上不開示情報であり影響を及ぼさない。

5 重大な事故報告基準の見直し（電気通信事業法施行規則）

- 「品質の低下」の定義を明確にしたうえで省令化すべき。（TCA、NTT東、NTTコム、ドコモ、KDDI、ソフトバンク）

⇒（考え方）

- ・「品質の低下」とは、通話品質等の技術基準等を満たすことができない場合をいう。

6 定期的な事故報告の制度化（電気通信事業報告規則）

- (1) 「軽微な事故として別に定める条件」の定義を明確にしたうえで省令化すべき（過度な負担とならないよう配慮すべき）。（TCA、NTT東、ドコモ、ソフトバンク、東北インテリジェント）
- (2) 画一的な報告義務を課すよりも、ヒアリング等による収集とすべき。（NTTコム）
- (3) 「電気通信設備以外の設備」等の定義を明確にすべき。（KDDI）
- (4) 体制整備のために施行時期を平成20年7月1日とすべき。（KDDI）

⇒（考え方）

- ・報告の範囲は、事業者には過度な負担とならないよう配慮したもの。今後、過度な負担となることが明らかになった場合は告示で報告対象から除外する。
- ・ヒアリングは、定期報告の他、必要な場合に実施する。
- ・「電気通信設備以外の設備」等の定義は明確。パブコメ回答で例示する。
- ・施行時期は、社内体制の整備に困難性に妥当性があることが認められるため意見を反映する。

7 定期的な事故報告の際の主任技術者の確認（電気通信事業報告規則）

- 電気通信主任技術者が直接管理していない事業場における通信の秘密に係る事故の際の確認の取扱いを明確にすべき。（KDDI）

⇒（考え方）

- ・主任技術者による確認が不要となる場合について明記する。

**「事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令案」
に寄せられた意見及びそれに対する
情報通信審議会の考え方（案）**

意見提出者（計 5 件 7 社）			
	意見提出者名	代表者名等	
1	社団法人 電気通信事業者協会	会長	三浦 惺
2	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	高部 豊彦
3	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	森下 俊三
4	K D D I 株式会社	代表取締役社長	小野寺 正
5	ソフトバンク BB 株式会社	代表取締役社長兼 CEO	孫 正義
	ソフトバンクテレコム株式会社	代表取締役社長 CEO	孫 正義
	ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長兼 CEO	孫 正義

提出された意見及び情報通信審議会の考え方（案）

総論

提出された意見の概要	情報通信審議会の考え方
<p data-bbox="226 347 1256 387">〇AB～J系IP電話のネットワーク品質に対する御意見（事業用電気通信設備規則）</p> <p data-bbox="226 395 1256 531">IP網による相互接続の増加が今後見込まれる中、当該相互接続において確保すべき品質基準を明確にするネットワーク品質の追加は、IP網同士による直接の相互接続の推進に貢献するものと考えます。</p> <p data-bbox="226 539 1256 866">一方で、IP電話の利用形態が今後ますます高度化・複雑化していく中で、特に宅内ネットワーク等を含むお客様宅内の端末設備はお客様の自由な判断で構築されるため事業者の想定を超える構成が増えていくと予想され、端末設備を含むエンド～エンドの品質を規定した総合品質では通信事業者による品質の維持・管理が困難になるケースも出てくるものと思われまます。そのため、端末設備の影響を受けない品質基準（具体的には、総合品質の廃止およびネットワーク品質を基にした品質基準）への移行について今後検討することが適当と考えます。</p> <p data-bbox="226 874 1256 914">（第三十五条の十二）</p> <p data-bbox="1055 930 1256 962">【KDDI 株式会社】</p>	<p data-bbox="1256 395 1968 483">今回の「ネットワーク品質」に関する制度改正に賛同される御意見として承ります。</p> <p data-bbox="1256 491 1968 866">また、〇AB～J IP電話をはじめIP網への端末設備等の接続については、無線系やホームネットワーク等の様々な接続形態が想定されることから、こうした場合の品質確保のあり方について、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会において課題として取り上げているところです。その審議やサービス動向等も踏まえて、今後、当該基準の見直しの必要性も含めて検討いたします。</p>
<p data-bbox="226 978 1256 1018">発信者番号偽装対策に対する御意見（事業用電気通信設備規則）</p> <p data-bbox="226 1026 1256 1209">携帯電話や一般家庭の固定電話に対して、警察や自宅などの電話番号を偽って表示させ、相手を信用させたうえで「振り込め詐欺」などの行為に及ぶ事件が発生し社会問題となったことから、（社）電気通信事業者協会では、平成17年7月に「発信者番号偽装表示対策ガイドライン」を制定しました。</p> <p data-bbox="226 1217 1256 1393">本ガイドラインでは、事業者共通で行うべき対策や個々の事業者で自主的に行うべき対策などを、国際中継系事業者、地域系事業者などの事業提供形態に応じそれぞれ規定しており、これまで当協会会員事業者は本ガイドラインに準拠した対策を講じてきました。</p>	<p data-bbox="1256 1026 1968 1114">今回の「異なる電気通信番号の送信の防止」に関する制度改正に賛同される御意見として承ります。</p> <p data-bbox="1256 1121 1968 1257">発信者番号偽装対策の重要性にかんがみ、その他の音声伝送用設備（携帯、PHS、050 IP電話等）についても、御意見を踏まえて、今後検討いたします。</p>

<p>今回の省令改正において「異なる電気通信番号の送信の防止」を規定する事は、発信者番号通知サービスの継続的な信頼性維持に有効であり、当協会のガイドライン策定趣旨やガイドライン規定事項にも沿うものであることから、賛同致します。</p> <p>なお、今回の省令改正案では 0AB～J 番号を使用する電話サービスのみが法規定の対象となっていますが、それ以外の電話番号種別についても、今後の法整備に向けてご検討いただき、引き続き、全電気通信事業者・関係団体等において安全・信頼性の向上に努めていくべきと考えます。(第三十五条の二の二、第三十五条の七、第三十五条の十五)</p> <p style="text-align: right;">【社団法人 電気通信事業者協会】</p>	
<p>事業用電気通信設備規則改正案第二章第五節において、「第一款 アナログ電話用設備」、「第二款 総合デジタル通信用設備」及び「第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備」に関してはそれぞれ新たに「異なる電気通信番号の送信の防止」条項が規定されていますが、「第四款 その他の音声用伝送設備」に関しては当該条項が追加されていません。</p> <p>今回の省令見直しについては、0AB～J 番号を使用する IP 電話用設備の技術基準を見直すことを主目的としたものであることは認識しておりますが、0AB～J 番号以外の番号を使用する携帯電話や 050IP 電話等が該当する「第四款 その他の音声伝送用設備」についても、発信者番号偽装防止の重要性は全く同じであることから、「異なる電気通信番号の送信の防止」条項を追加して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>発信者番号偽装対策の重要性にかんがみ、その他の音声伝送用設備（携帯、PHS、050 IP 電話等）についても、御意見を踏まえて、情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会において今後検討いたします。</p>
<p>防火対策等に対する御意見（事業用電気通信設備規則）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正案は、以下の①～④の理由により、問題があると考えます。 ① 他の電気通信事業者が設置する電気通信設備の機能や仕様等は区々である上、安全確保に係る技術基準が明確になっていないため、安全性の 	<p>○設置場所を提供する事業者が、他の電気通信事業者が設置する設備の安全性を確認することは実効上不可</p>

確認として何をすべきかが不明瞭な状態において、設置場所を提供する事業者が、他の電気通信事業者が設置する設備の安全性を確認することは実効上不可能であること。

- ② 電気通信設備を設置する事業者が自らの設備の機能や仕様を踏まえて安全性を確認することが現実的であり、かつ安全性を自ら確認することにより、個々の事業者の安全に対する意識が高まる結果、安全確保がより効果的に図られると考えられること。
- ③ 事業用電気通信設備規則は電気通信事業法第 41 条の委任の範囲で技術基準を定めるものであるにも関わらず、本改正案は何ら安全確保に係る技術基準を定めることなく、設置場所を提供する事業者に対して、他事業者の設置する設備の安全性確保という結果のみを求めているに等しく、同法同条の委任の範囲を逸脱していると考えられること。
- ④ コロケーション義務を課されている当社に対し、更にコロケーション設備の安全性確認の義務まで課すことは過剰な規制であると考えられること。

したがって、本改正案を以下のように修正していただきたいと考えております。

【修正案】

(略) 他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものである旨を記した書面等を当該電気通信設備を設置する事業者から受領する等により確認しなければならない。

しかしながら、本来、電気通信設備の安全性については、当該電気通信設備を設置する事業者が自ら責任をもって確保すべきであることから、当社としては、電気通信事業法第 41 条を改正し、旧第二種事業者にも直接に技術基準適合維持義務が適用されるよう措置を講じるべきであると考えます。

能であること及び本改正案が電気通信事業法第 41 条の委任の範囲を逸脱しているとの御意見について

電気通信事業法では、事業用電気通信設備の技術基準の制定に当たっての準則を定めており、これに従って事業用電気通信設備規則で技術基準の具体的な規定を定めています。

当該技術基準の策定に当たっては、電気通信設備が先端的技術を使用したものであり、その技術進歩は極めて速いことから、技術基準によって電気通信分野の技術革新が妨げられたり、また、新技術による新しいサービスの導入が妨げられることがないように配慮しています。

具体的には、規定の目的を達成する手段について技術的に多様なものが想定される場合には、画一的に特定の手段のみを規定することはせず、各々の電気通信事業者にとって最も適当な技術手段が選択できるようにし、また、今後開発される新技術を駆使した電気通信サービスの出現に対して柔軟に対応できるようにしています。

御意見のとおり、電気通信事業者が設置する電気通信設備の機能や仕様等が様々であることから、その安全性の確認手段も様々です。

また、法第 41 条では、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は電気通信設備を技術基準に適合するように維持しなければならないと規定しております。

したがって、本改正案では、設置場所を提供する

なお、本改正案の趣旨は、「電気通信設備の安全性については、当該電気通信設備を設置する事業者が自ら責任をもって確保すべきであり、当該事業者によって安全性を確認し、安全が確保されている旨を記した書面等を当該事業者が設置場所を提供する事業者が確認することをもって安全確保を図るものである。」と考えておりますが、この点について御省のご見解を確認させていただきたいと考えております。

【東日本電信電話株式会社】

- ・ 今回の省令改正案は、電気通信設備の安全性について当該電気通信設備を設置する事業者が確保させるものではなく、設置する場所を提供する事業者に対し安全性の確認義務を課すものとなっておりますが、接続事業者の持ち込む設備の機能や仕様等が区々であり設置工事も当該事業者の責任にて行うため設置スペース等を提供する事業者が当該設備の安全性について保証することは困難であり、当該設備を設置しようとする事業者が実施するほうが現実的と考えます。

また、現在の事業用電気通信設備規則に基づく技術基準適合維持義務は、いわゆる旧第二種電気通信事業者には適用されておりません。従って、旧二種事業者に対しても直接的に当該設備の安全性維持義務が適用されるよう、電気通信事業法（第41条）の改正の措置を講じたうえで、今回の省令改正案を以下のように修正すべきと考えます。

【修正案】

「事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室、コンテナ等及びとう道において、電気通信設備を設置する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう当該電気通信設備を設置する者が安全性を確認したうえで設置しなければならない」

しかしながら、仮に電気通信事業法の改正等による措置が困難であ

事業者は、発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを確認すべきであるという目的を記述し、画一的に特定の手段のみを規定することはしていません。これは、法令の委任の範囲を逸脱するものではないと考えます。

○事業者が自らの設備の機能や仕様を踏まえて安全性を確認することが現実的であるとの御意見について

御意見のとおり、電気通信設備を設置する事業者が自らの設備の機能や仕様を踏まえて安全性の確保を効果的に図ることは当然であると考えます。本改正は、電気通信設備を設置する事業者自らが安全性対策を施すことを前提として、関係者間で適切な手段を選択して安全性が確保されることを求めているものです。

○ कोरोケーション設備の安全性確認の義務まで課すことは過剰な規制であるとの御意見について

法第41条では、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は電気通信設備を技術基準に適合するように維持しなければならないと規定しております。本改正案は第13条第1項及び第2項と同様に、防火対策の一環として、設置場所を提供する事業者は、発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを確認すべきであると規定したものであり、過剰な規制であるとは考えておりません。

具体的な確認方法については、安全・信頼性確保

り、そのため省令改正案にて当該設備を設置する事業者が安全性を確認し設備を設置すべき旨を明示的に記述できない場合には、例えば以下のように省令改正案を修正していただきたいと考えます。

【修正案】

「事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室、コンテナ等及びとう道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものである旨を記した書面等を、当該電気通信設備を設置する事業者から受領すること等により確認しなければならない」

なお、当社は、本改正案の趣旨は以下のとおりであると考えておりますが、この点について貴省のご見解を確認させていただきたいと考えます。

「電気通信設備の安全性については当該電気通信設備を設置する事業者が自ら責任を持って確保すべきであり、当該事業者から安全性が確保されたことを記した書面等を受領することにより、設備設置スペース等を提供する事業者が確認することをもって安全確保を図るものである。(設置スペースを提供する事業者が直接当該電気通信設備を検査すること等により確認するというような過大な義務までを課すものではない。)」

【西日本電信電話株式会社】

の観点から双方で調整のうえ過度な負担とならないよう取り組んでいただきたいと思います。

○本改正案の趣旨に関するご質問について

本改正は、情報通信審議会答申（情審技第33号平成19年5月24日）において「コロケーションしているすべての電気通信設備について、発火・発煙等の防止等の最低限の安全・信頼性が確保されるよう所要の措置を講じることが必要である。」とされたことを受け、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の設備のうち、アナログ電話用設備等の社会基盤として重要な通信インフラの安全・信頼性を確保するために設けるものです。

また、電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置することは第一義的には当該設備を設置する事業者が行うべきことであると考えます。

また、場所を提供する事業者の確認方法として、書面等を受領することも方法のひとつと考えられます。

したがって、御意見を踏まえ、条文案を以下のとおり修正することが適当と考えます。

事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室、コンテナ等及びとう道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを [当該他の電気通信事業者からその旨を記載](#)

	<p><u>した書面の提出を受ける方法その他の方法により確認しなければならない。</u> (下線の箇所を追加)</p> <p>(本意見は、総務省に対する質問として記述されていますが、情報通信審議会への質問と推定されますので情報通信審議会としての考え方を記述しています。)</p> <p>○電気通信事業法を改正し、旧二種事業者に対しても技術基準適合維持義務を適用すべきとする等の御意見について</p> <p>本意見は今回の事業用電気通信設備規則（省令）の改正案に直接関係ないものと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 他の電気通信事業者が電気通信設備を設置する場所を提供する場合に、当該設備が他の電気通信設備に損傷を与えないよう当該設備を設置する電気通信事業者が措置すべきであるという主旨に賛成します。一方、設置場所の提供者による確認・審査が過度なものになり、その結果、場所の提供、特にコロケーションの進展を妨げるような事態にならないよう、本項の運用状況を注視しておく必要があると考えます。(第十三条 第3項、第四十五条 第3項) <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業用電気通信設備規則改正案第13条第3項において、コロケーション設備に対する防火対策等が新たに規定されていますが、防火対策のために必要な措置（以下、「当該措置」という。）を講じる義務の明示については、コロケーションスペースを提供する事業者（以下、「提供事業者」という。）及びコロケーション設備を設置する事業者（以下、「設置事業者」という。）双方にとってメリットがあるものと考えます。 <p>但し、提供事業者が設置事業者に対して当該措置の要求事項を求める場合、提供事業者毎に異なった措置や、過度な措置を義務付けた場合には、</p>	<p>本省令案等の改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、コロケーション実施の際の確認・審査が過度なものにならないようにする必要のあるとの御意見につきましては、コロケーションスペースを提供する事業者における確認・審査は、設置される装置等の安全・信頼性を確保するために必要な範囲で行われることが適切と考えます。</p>

設置事業者の電気通信設備のコストアップにつながったり、円滑なコロケーション実施に支障が出たりする恐れがあることから、当該措置については安全・信頼性が確保できる最低限の規定に留めると共に、一定の事業者共通ルール作成の必要性についても検討する必要があると考えます。

また、コロケーションスペース提供義務がある第一種指定電気通信事業者が当該措置の要求事項を定める場合については設置事業者に与える影響が大きいため、当該措置の要求事項についてはその接続約款へ記載を義務付け、過度な措置とならないよう、厳格な審査がなされるべきと考えます。

【ソフトバンクBB株式会社】
【ソフトバンクテレコム株式会社】
【ソフトバンクモバイル株式会社】

**「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」
に寄せられた意見及びそれに対する
総務省の考え方（案）**

意見提出者（計 7 件 9 社）			
	意見提出者名	代表者名等	
1	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	高部 豊彦
2	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	森下 俊三
3	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	和才 博美
4	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	中村 維夫
5	KDDI 株式会社	代表取締役社長	小野寺 正
6	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長兼CEO	孫 正義
	ソフトバンクテレコム株式会社	代表取締役社長CEO	孫 正義
	ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長兼CEO	孫 正義
7	東北インテリジェント株式会社	代表取締役社長	柴田 一成

提出された意見及び総務省の考え方（案）

提出された意見の概要	総務省の考え方
総論	
制度改正の趣旨に賛成する御意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・安全・信頼性対策を講じるために、法令を整備していくことは重要であると考えます。 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス品質の低下や利用者の登録業務のシステム停止など利用者に大きな影響を及ぼす事象が発生しております。今般、事故報告基準の見直しや定期的な事故報告の制度化がなされたことは、電気通信サービスが社会インフラとしての機能を維持し、利用者利益を確保するために有意義なものであります。 <p style="text-align: right;">【東北インテリジェント株式会社】</p>	<p>今回の制度改正に賛同される御意見として承ります。</p>
事業用電気通信設備の自己確認の届出に対する御意見（電気通信事業法施行規則）	
<p>事業用電気通信設備規則の改正案では、固定電話用設備について、発番号偽装対策に関する規定が盛り込まれる予定であると理解しております。</p> <p>そこで、電気通信事業法施行規則第二十七条の五第三号に掲げる事業用電気通信設備の中で、携帯電話用設備については、同規則第二十七条の五第四号の改正案と同様に、自己確認の規定「ナ：異なる電気通信番号の送信の防止措置に関する説明書」は対象外になると考えます。（第二十七条の五第三号）</p> <p>電気通信事業法施行規則第二十七条の五第四号の改正案において、同規則第二十七条の五第三号の改正案と同様に、電気通信事業報告規則第七条に基づく報告を行っていない者にあつては、自己確認の規定「ネ：緊急通報を扱う事業用電気通信設備に関する説明書」は対象外になると考えます。（第二十七条の五第四号）</p>	<p>御指摘のとおり、携帯用電話設備については「ナ」の届出は対象外となります。また、緊急通報開始の報告を行っていない者については「ネ」の届出は対象外となりますので、御意見を踏まえ修正します。</p>

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】	
管理規程の見直しに対する御意見（電気通信事業法施行規則）	
<p>管理規程への記載内容については、ノウハウやセキュリティ確保の観点から考慮すべきとする御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理規程として届け出る内容については、企業独自のノウハウ流出やセキュリティに影響を及ぼさない内容とすべきと考えます。 【東日本電信電話株式会社】 ・本改正案は、顧客情報、企業ノウハウやセキュリティ確保の上で社外に公表すべきでない情報等の経営情報の報告を求めるものではないと認識しております。 【エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社】 	<p>総務省に届けられた管理規程は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき情報公開の可否が判断されることとなります。企業ノウハウやセキュリティに関する情報については、同法第5条第2号及び第4号に該当すれば公開されることはありません。</p> <p>したがって、企業ノウハウやセキュリティに影響を及ぼすことはないと考えます。</p>
重大な事故報告基準見直しに対する御意見（電気通信事業法施行規則）	
<p>品質を低下させた事故の定義を明確にすることが必要とする御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような“品質の低下”を重大な事故として扱うかについて十分に議論したうえで省令化していく必要があると考えます。 【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】 ・本改正については、情審技第33号の答申の、「IP系サービスに多くみられる『つながりにくい』といったサービスレベルの著しい低下のような事故のうち影響の大きいものを報告対象にすべき。」という見解から改正されていると認識しておりますので、「電気通信役務の品質の低下」について、情審技第33号の答申の主旨に沿った報告基準の明確化が必要と考えます。 【エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社】 ・現行の「電気通信役務の提供の停止」は明確であります。改正によ 	<p>品質の低下とは、通話品質、接続品質、総合品質が定められた技術基準を満たすことができない場合や、利用者との間で契約により定めた品質を満たすことができない場合等をいいます。</p> <p>今般の改正により、電気通信設備の故障により品質を低下させた事故であって、品質の低下を受けた利用者の数が3万以上のものかつ品質低下を受けた時間が2時間以上のものについても報告を求めることとなります。</p>

り追加される「品質の低下」は不明確でありますので、どの程度の「品質の低下」の場合に電気通信事業者が総務大臣に対して報告しなければならないのか等、報告を要する「品質を低下させた事故」について、基準を明らかにしていただきたい。

【KDDI株式会社】

- ・電気通信事業法施行規則改正案第 58 条（報告を要する重大な事故）において新たに重大な事故の要件として「品質を低下させた事故」が規定されていますが、「品質の低下」の定義が明確でないため、事業者によって報告するレベルが異なり、最終的にはユーザに混乱を招く恐れがあることからその基準を明確に定義すべきと考えます。

なお、基準の明確化にあたっては、対象サービスや各事業者の設備構成等によって様々なケースが想定されることから、事業者の意見を広く求めた上で、慎重に決定すべきと考えます。

【ソフトバンクBB株式会社】

【ソフトバンクテレコム株式会社】

【ソフトバンクモバイル株式会社】

定期的な事故報告の制度化に対する御意見（電気通信事業報告規則）

軽微な事故として別に定める事故の条件を明確にすることが必要とする御意見

- ・軽微な事故として別に定める条件等について、十分に議論したうえで省令化していく必要があると考えます。

【東日本電信電話株式会社】

【西日本電信電話株式会社】

- ・電気通信事業報告規則改正案において第 7 条の 2（事故発生状況の報告）が新たに規定され、毎四半期経過後一定の要件に該当する事故の発生状況について総務大臣に提出することとなっておりますが、以下のとおりその該当要件が明確でなく、事業者によって報告するレベルが異なり、最終的にはユーザに混乱を招く恐れがあることから、その基

報告は、事故の状況を把握し、国の政策等に的確に反映することにより事故を未然に防止するために必要な範囲としており、電気通信事業者に過度な負担とならないよう配慮しています。

なお、電気通信事業者に過度な負担となることが明らかになった場合は、別途、軽微な事故の範囲として報告対象から除外できるよう総務大臣が告示することとします。

<p>準を明確に定義すべきと考えます。</p> <p>なお、基準の明確化にあたっては、対象サービスや各事業者の設備構成等によって様々なケースが想定されることから、事業者の意見を広く求めた上で、慎重に決定すべきと考えます。</p> <p>②第一項イにおいて、「・・・利用者の数が三万人以上のもの」と規定されていますが、報告すべき対象事故を明確にし、事故の影響度を明確にするために報告すべき対象事故に一定の時間等の基準を明確に定義すべきと考えます。</p> <p>③第一項ロにおいて、「・・・品質の低下を受けた時間が二時間以上のもの」と規定されていますが、報告すべき対象事故を明確にし、事故の影響度を明確にするために報告すべき対象事故について一定の加入者数等の基準を設定すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンクＢＢ株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	
<p>画一的な報告によらずヒアリング等を実施することが有用とする御意見</p> <p>・将来の大規模・長時間な事故へ発展する要因を含む小規模・短時間の事故の発生状況を把握し国の政策等に的確に反映するという目的を達成するための手段としては、本改正により、画一的な報告義務を追加することよりも、実際に過去の事例の蓄積や経験を有する事業者からのヒアリング等を行ったうえで検討していくことが有用と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>事故の状況を把握し、国の政策等に的確に反映することにより事故を未然に防止するためには、定期的な報告を求めることが必要と考えます。</p> <p>なお、御指摘のとおり、電気通信事業者からヒアリング等を行い過去の事例の蓄積や経験を活かしていくことも非常に有用と考えられることから、報告と併用して対応したいと考えます。</p>
<p>品質を低下させた事故の定義を明確にすることが必要とする御意見</p> <p>・新たに事故発生状況の報告が追加されていますが、移動通信では装置故障が発生してもお客様サービスには支障がでないように、例えば1基地局故障時には周辺基地局のアンテナ角度の調整によりエリア救済等を実施しているところです。そのような移動通信の特性を考慮す</p>	<p>重大な事故報告基準見直しに対する御意見の項を参照してください。</p>

ると「事故発生状況の報告」は、真にお客様へのサービス低下を招いた事故として位置づけ、どのようなものを報告対象とするか、十分議論した上で省令化していく必要があると考えます。

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

- ・第一項イ及びロにおいて「品質の低下を受けた事故」が規定されていますが、「品質の低下」の定義が明確でないため、その基準を明確に定義すべきと考えます。

【ソフトバンクBB株式会社】
【ソフトバンクテレコム株式会社】
【ソフトバンクモバイル株式会社】

「電気通信設備以外の設備」、「電気通信設備に関する情報であって、電気通信役務の提供に支障を及ぼすおそれのある情報」の定義を明確にすることが必要とする御意見

- ・「電気通信設備以外の設備」、「電気通信設備に関する情報であって、電気通信役務の提供に支障を及ぼすおそれのある情報」は不明確でありますので、対象を明確にしていきたい。(第7条の2第二号及び第三号)

【KDDI株式会社】

- ・「電気通信設備以外の設備の故障により電気通信役務の提供に支障をきたした事故」が規定されていますが、例えば加入登録システムの故障によって新規加入の受付が停止した場合等も本条項に該当するかどうか等、その基準が明確ではないため、その基準を明確に定義すべきと考えます。

【ソフトバンクBB株式会社】
【ソフトバンクテレコム株式会社】
【ソフトバンクモバイル株式会社】

「電気通信設備」とは、電気通信事業法第2条第2号において「電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備をいう。」と定義されており、「電気通信設備以外の設備」とは、電気通信設備を除くすべての設備をいいます。例えば加入登録のための設備、社内の業務管理用設備などが該当します。

「電気通信設備に関する情報であって、電気通信役務の提供に支障を及ぼすおそれのある情報」とは、例えば電気通信設備であるサーバのログインID、パスワード等が該当します。したがって、対象は明確であると考えます。

また、加入登録システムの故障によって新規加入の受付が停止した場合についても本改正案の第7条の2第二号の対象となるべきものであり、これを明確化するため以下のとおり規定します。

	<p>イ 当該電気通信役務の提供に支障をきたした事故の影響を受けた利用者（<u>電気通信事業者と電気通信役務の提供に関する契約の締結をしようとする者を含む。</u>）の数が三万以上のもの （下線の箇所を追加）</p> <p>なお、情報通信審議会においては「利用者の登録業務など直接通信サービスに影響を及ぼしていないものの、利用者に大きな影響を及ぼすシステムについては、MNP（携帯電話番号ポータビリティ）の開始に伴い事故が発生したことを踏まえ、報告対象とすることが必要である。」と答申（情審技第33号 平成19年5月24日）されています。</p>
<p>社内体制を整備する必要がある等のため報告開始時期を3ヶ月延期することが必要とする御意見</p> <p>我が国においては、企業の事業年度については、国の会計年度に合わせる等の理由により毎年4月1日から翌年3月31日までとしているものが多く、弊社においても、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとし、社内の各種計画等もこの期間を基準として策定しております。</p> <p>今回の省令改正に伴い、第7条の2に規定する事故について報告するためには、事故発生状況をとりまとめ、報告書を作成する体制を整備する必要がありますが、この体制整備についても、組織改正等が行われることが多い事業年度開始時とすることが便宜でありますので、平成20年4月1日以後の事故を報告対象とすることとしていただきたい。</p> <p>なお、電気通信事業報告規則においては、第1条第2項第一号において「報告年度」を規定し、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に生じた事象について報告を求めることを基本としているものと承知しております。（附則）</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>御指摘のとおり、体制の整備等に時間を要することも想定されることから、本件改正による報告については、御意見のとおり4月1日以後の事故を対象（報告期限が平成20年7月1日以降である報告から適用）とします。</p>

<p>報告が過度の負担とならないようにすることが必要とする御意見</p> <p>第7条の2第1項による報告が過度の負担とならないよう、同条第2項の告示を定める際にご配慮いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【東北インテリジェント株式会社】</p>	<p>御意見は、「軽微な事故」を定める際の参考とさせていただきます。</p>
<p>重大な事故報告の際の主任技術者の確認の要件化（電気通信事業法施行規則）</p>	
<p>事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、「事業用電気通信設備を直接に管理する事業場」については電気通信主任技術者を選任しておりますが、「通信の秘密の漏えい」に係る事故が「事業用電気通信設備を直接に管理する事業場」以外の事業場で発生した場合には、「事故の対策を確認した電気通信主任技術者」が存在しないので、この場合の取扱いを明確にしていきたい。（様式第50）</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>事業用電気通信設備を直接に管理する事業場以外の事業場による事案を考慮して、このような場合には電気通信主任技術者の氏名等の記載を要しない旨規定することとします。</p>

○ 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 第四節（略）</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款 アナログ電話用設備（第二十六条―第三十五条の二）</p> <p>第二款 総合デジタル通信用設備（第三十五条の二の三―第三十五条の七）</p> <p>第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（第三十五条の八―第三十五条の十五）</p> <p>第四款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の六）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 第四節（略）</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款 アナログ電話用設備（第二十六条―第三十五条の二）</p> <p>第二款 アナログ電話相当の機能を有する固定電話用設備（第三十五条の二の二―第三十五条の八）</p> <p>第三款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の六）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策</p>

第一款 アナログ電話用設備等

第三条の二（第十二条）（略）

（防火対策等）

第十三条 事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならぬ。

2 事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置し、かつ、当該事業用電気通信回線設備を工事、維持又は運用する者が立ち入る通信機械室に代わるコンテナ等の構造物（以下「コンテナ等」という。）及びとう道は、自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならぬ。

3 事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置する通信機械室、

コンテナ等及びとう道において、他の電気通信事業者が電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを当該他の電気通信事業者からその旨を記載した書面の提出を受ける方法その他の方法により確認しなければならぬ。

第十四条（第二十五条）（略）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備

第一款 アナログ電話用設備等

第三条の二（第十二条）（略）

（防火対策等）

第十三条 事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならぬ。

2 事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置し、かつ、当該事業用電気通信回線設備を工事、維持又は運用する者が立ち入る通信機械室に代わるコンテナ等の構造物（以下「コンテナ等」という。）及びとう道は、自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならぬ。

第十四条（第二十五条）（略）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備

第一款 アナログ電話用設備

第二十六条～第三十三条 (略)

(通話品質)

第三十四条 事業用電気通信回線設備に端末設備等規則 (昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。) 第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの (以下この条、**第三十五条の十一**、第三十六条の三第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。) を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

2 (略)

第三十五条 (略)

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の二 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関 (以下「警察機関等」という。) への通報 (以下「緊急通報」という。) を扱う事業用電気通信設備については、次の各号に適合するものでなければならない。

第一款 アナログ電話用設備

第二十六条～第三十三条 (略)

(通話品質)

第三十四条 事業用電気通信回線設備に端末設備等規則 (昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。) 第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの (以下この条、**第三十五条の六**、第三十六条の三第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。) を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

2 (略)

第三十五条 (略)

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の二 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関 (以下「警察機関等」という。) への通報 (以下「緊急通報」という。) を扱う事業用電気通信設備については、次の各号に適合するものでなければならない。

一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。

二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号、その他当該発信に係る情報として総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。

三 緊急通報を受信した端末設備から終話信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者が利用者に付与した電気通信番号について、当該利用者の発信に係る電気通信番号と異なる電気通信番号を端末設備等又は他の電気通信事業者に送信することがないよう必要な措置を講じなければならない。ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれのない場合は、この限りでない。

第二款 総合デジタル通信用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二の三 この款の規定（第三十五条の五第二項を除く。）は、総合デジタル通信用設備について適用する。

一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。

二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号、その他当該発信に係る情報として総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。

三 緊急通報を受信した端末設備から終話信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること。

第二款 アナログ電話相当の機能を有する固定電話用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二の二 この款の規定（第三十五条の五第二項を除く。）は、総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する

(基本機能)

第三十五条の三 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならない。

- 一 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- 二 電気通信番号を認識すること。
- 三 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- 四 通信の終了を認識すること。

(通話品質)

第三十五条の四 (略)

(接続品質)

第三十五条の五 第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備の接続品質について準用する。この場合において、**同条第一号**から**第三号**までの規定及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

インターネットプロトコル電話用設備について適用する。ただし、総合デジタル通信用設備については次条第五号、第三十五条の六及び第三十五条の七の規定、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備については第三十五条の四の規定は、適用しない。

(基本機能)

第三十五条の三 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならない。

- 一 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- 二 電気通信番号を認識すること。
- 三 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- 四 通信の終了を認識すること。
- 五 **ファクシミリによる送受信が正常に行えること。**

(通話品質)

第三十五条の四 (略)

(接続品質)

第三十五条の五 第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備又は**電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備**の接続品質についてそれぞれ準用する。この場合において、**第三**

2 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と総合デジタル通信用設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

第十五条第一号から第三号までの規定及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質についてそれぞれ準用する。この場合において、第三十五条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

(総合品質)

第三十五条の六 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に關して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

(安定品質)

第三十五条の七 事業用電気通信回線設備は、当該事業用電気通信回線設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるよう必要な措置が講じられなければならない。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の八 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備について

は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。

二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号、その他当該発信に係る情報として、**電気通信設備の種類に応じて**総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を実現できる場合は、この限りでない。

三 緊急通報を受信した端末設備から通信の終了を表す信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能有すること。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備について

は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。

二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号、その他当該発信に係る情報として、総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を実現できる場合は、この限りでない。

三 緊急通報を受信した端末設備から通信の終了を表す信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能有すること。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の七 第三十五条の二の二の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。

第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネット

トプロトコル電話用設備

(適用の範囲)

第三十五条の八 この款の規定(第三十五条の十第二項を除く。)は、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について適用する。

(基本機能)

第三十五条の九 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならない。

- 一 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- 二 電気通信番号を認識すること。
- 三 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- 四 通信の終了を認識すること。
- 五 ファクシミリによる送受信が正常に行えること。

(接続品質)

第三十五条の十 第三十五条の規定は、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第一号から第三号までの規定及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を

接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

(総合品質)

第三十五条の十一 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

(ネットワーク品質)

第三十五条の十二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。以下この条において同

じ。)と当該電気通信回線設備に接続する端末設備等との間の分界点(以下この条において「端末設備等分界点」という。)相互間及び当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備と他の電気通信事業者の電気通信設備(電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

(安定品質)

第三十五条の十三 事業用電気通信回線設備は、当該事業用電気通信回線設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるよう必要な措置が講じられなければならない。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の十五 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用す

る。

第四款 その他の音声伝送用設備

第三十六条〜第三十六条の五 (略)

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十六条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続しなければならない。ただし、端末設備等との接続において電波を使用するものについては、基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続することとする。

2 **第三十五条の六第二号**及び第三号の規定は、前項の事業用電気通信回線設備に準用する。

第三章 (略)

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

第三十八条〜第四十四条の二 (略)

(防火対策等)

第四十五条 (略)

第三款 その他の音声伝送用設備

第三十六条〜第三十六条の五 (略)

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十六条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続しなければならない。ただし、端末設備等との接続において電波を使用するものについては、基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続することとする。

2 **第三十五条の八第二号**及び第三号の規定は、前項の事業用電気通信回線設備に準用する。

第三章 (略)

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

第三十八条〜第四十四条の二 (略)

(防火対策等)

第四十五条 (略)

2
(略)

3 事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室、コンテナ等及びとう道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを当該他の電気通信事業者からその旨を記載した書面の提出を受ける方法その他の方法により確認しなければならない。

第四十七条～第四十八条 (略)

第二節～第五節 (略)

第五章 (略)

2
(略)

第四十七条～第四十八条 (略)

第二節～第五節 (略)

第五章 (略)

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○ 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第三条（略）</p> <p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第三項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示する要件に適合するものとして総務大臣の認定を受けているものにあつては、法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、前項各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第三条（略）</p> <p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第三項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。</p> <p>一～四（略）</p>

3| 前2項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、**第1項**各号のいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項各号のいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

4| (略)

第四条～第六条 (略)

第二章～第五章 (略)

第六章 指定試験機関

第四十四条 (略)

(指定の申請)

第四十五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款又は寄附行為の**謄本及び登記事項証明書**
- 二～十一 (略)

第四十六条～第五十七条 (略)

第七章 (略)

2| 前項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、**同項**各号のいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項各号のいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

3| (略)

第四条～第六条 (略)

第二章～第五章 (略)

第六章 指定試験機関

第四十四条 (略)

(指定の申請)

第四十五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款又は寄附行為**及び登記簿の謄本**
- 二～十一 (略)

第四十六条～第五十七条 (略)

第七章 (略)

附則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

平成19年9月20日

総務大臣
増田 寛也 殿

情報通信審議会
会長 庄山 悦彦

答 申 書 (案)

平成19年7月23日付け諮問第1179号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 本件、事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令案については、適当であると認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

○ 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信事業</p> <p>第三条～第二十七条の四（略）</p> <p>（事業用電気通信設備の自己確認の届出）</p> <p>第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備</p> <p>イ～ツ（略）</p> <p>ネ 緊急通報を扱う事業用電気通信設備に関する説明書</p> <p>ナ 異なる電気通信番号の送信の防止措置に関する説明書</p> <p>リ（略）</p> <p>シ（略）</p> <p>ウ その他イからムまでに掲げる書類を補足するために必要な資料</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信事業</p> <p>第三条～第二十七条の四（略）</p> <p>（事業用電気通信設備の自己確認の届出）</p> <p>第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備</p> <p>イ～ツ（略）</p> <p>ネ（略）</p> <p>カ（略）</p> <p>キ その他イからナまでに掲げる書類を補足するために必要な資料</p>

二 インターネットプロトコル電話用設備

- イ 前号に掲げる書類（同号ソ及び**ビウ**に掲げるものを除く。）
- ロ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書
- ハ **ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書**

ニ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ホ その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）又は携帯電話用設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、**ナ**及び**ビウ**に掲げるものを除き、**電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）**第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、**同号ソ、ネ、ナ及びビウ**に掲げるものを除く。）

ロ（略）

四 法第四十一条第一項の電気通信設備のうち前三号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、**ナ、ラ及びビウ**に掲げるものを除き、**電気通信事業報告規則第七条**に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、**同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ、ナ、ラ及びビウ**に掲げるものを除く。）

ロ（略）

二 インターネットプロトコル電話用設備

- イ 前号に掲げる書類（同号ソ及び**ビラ**に掲げるものを除く。）
- ロ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）又は携帯電話用設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ**及びビラ**に掲げるものを除く。）

ロ（略）

四 法第四十一条第一項の電気通信設備のうち前三号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、**ネ及びビラ**に掲げるものを除く。）

ロ（略）

五 (略)

六 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、レ及びウに掲げるものを除く。）

ロ〜ヘ (略)

2 (略)

(管理規程)

第二十八条 (略)

第二十九条 法第四十四条第一項に規定する管理規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二 電気通信主任技術者（法第四十五条第一項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第三条の二第一項の規定により配置する者）が疾病、事故その他の事由によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

三 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練の実施に関すること。

四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査に関すること。

五 事業用電気通信設備の運転又は操作に関すること。

六 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における通信の秘密の確保に関すること。

五 (略)

六 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、レ及びリに掲げるものを除く。）

ロ〜ヘ (略)

2 (略)

(管理規程)

第二十八条 (略)

第二十九条 法第四十四条第一項に規定する管理規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二 電気通信主任技術者（法第四十五条第一項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第三条の二第一項の規定により配置する者）が疾病、事故その他の事由によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

三 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事する者に対する教育に関すること。

四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査に関すること。

五 事業用電気通信設備の運転又は操作に関すること。

六 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における通信の秘密の確保に関すること。

七 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策に関すること。

八 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の**体制**、**報告**、**記録**、**措置及び周知**に関すること。

九 災害その他非常の**場合の体制及び**とるべき措置に関すること。

十 **重要通信の確保並びに**ふくそう発生時の**体制及び措置**に関すること。

十一 **事業用電気通信設備に関する設計指針及び計画管理**に関すること。

十二 **当該管理規程の見直し**に関すること。

十三 その他事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の**確実かつ安定的な提供の確保**のために必要な事項。

2 前項各号に掲げる事項には、別に総務大臣が告示する細目を含むものではない。

第三十条～第四十条 (略)

第三章～第四章の二 (略)

第五章 雑則

第四十一条～第五十七条 (略)

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次の

七 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策に関すること。

八 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の**報告**、**記録及び措置**に関すること。

九 災害その他非常の**場合**にとるべき措置に関すること。

十 その他事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の**確実かつ安定的な提供の確保**のために必要な事項。

第三十条～第四十条 (略)

第三章～第四章の二 (略)

第五章 雑則

第四十一条～第五十七条 (略)

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次の

とおりとする。

- 一 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、次のいずれにも該当するもの
イ 当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数が三万以上のもの（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）
ロ 当該電気通信役務の提供の停止時間又は品質の低下の時間が二時間以上のもの

二 (略)

第五十九条～第七十条 (略)

とおりとする。

- 一 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、次のいずれにも該当するもの
イ 当該電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数が三万以上のもの（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）
ロ 当該電気通信役務の提供の停止時間が二時間以上のもの

二 (略)

第五十九条～第七十条 (略)

様式第 1 ～様式第 49 (略)

様式第 50 (第 57 条関係)

事故報告書 (詳報)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。
登録の番号又は届出の番号及び年月日

印

事故の種類	発 生 年 月 日	復 旧 年 月 日
発 生 場 所		
発 生 状 況		
発 生 原 因		
措 置 模 様		
復旧に要する費用		
事故に係る電気通信設備の概要		
事故の対策を確認し		

印

様式第 1 ～様式第 49 (略)

様式第 50 (第 57 条関係)

事故報告書 (詳報)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。
登録の番号又は届出の番号及び年月日

印

事故の種類	発 生 年 月 日	復 旧 年 月 日
発 生 場 所		
発 生 状 況		
発 生 原 因		
措 置 模 様		
復旧に要する費用		
事故に係る電気通信設備の概要		

<p>た電気通信主任技術者の氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。）</p>	
<p>注1 電気通信主任技術者の氏名は、法第46条第1項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第3条の2第1項の規定により配置する者を記入すること。</p> <p>2 電気通信主任技術者の氏名は、法第45条第1項に定める電気通信主任技術者の選任を必要としない場合は、記入を要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>注1 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>様式第51～様式第52 (略)</p>	<p>様式第51～様式第52 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 電気通信事業者は、この省令の施行の際現に届け出ている管理規程について、この省令の施行の日から三月以内にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致させなければならない。

○ 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条～第七条（略）</p> <p>（事故発生状況の報告）</p> <p>第七条の二 電気通信事業者は、様式第二十二の二により、毎四半期経過後二月以内に、次の各号に該当する事故の発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数が三万以上のもの（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）</p> <p>ロ 当該電気通信役務の提供の停止時間又は品質の低下を受けた時間が二時間以上のもの</p> <p>二 電気通信設備以外の設備の故障により電気通信役務の提供に支障をきたした事故であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 当該電気通信役務の提供に支障をきたした事故の影響を受けた利用者（電気通信事業者と電気通信役務の提供に関する契約の締結をしようとする者を含む。）の数が三万以上のもの</p> <p>ロ 当該電気通信役務の提供に支障をきたした事故により影響</p>	<p>第一条～第七条（略）</p>

を受けた時間が二時間以上のもの

三 電気通信設備に関する情報であつて、電気通信役務の提供に支障を及ぼすおそれのある情報が漏えいした事故

2 前項の規定にかかわらず、軽微な事故として総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

第八条～第九条 (略)

様式第 1～様式第 22 (略)

様式第 22 の 2 (第 7 条の 2 関係)

事故発生状況報告				
年 月 日				
事業者名				
電気通信主任技術者の氏名				
発生日月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生場所	発生原因	措置・機操
				事故に係る電気通信設備の概要

注 1 電気通信主任技術者の氏名は、法第 45 条第 1 項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により配置する者を記入すること。

2 電気通信主任技術者の氏名は、法第 45 条第 1 項に定める電気通信主任技術者の選任を必要としない場合は、記入を要しない。

3 電気通信主任技術者の氏名は、当該報告に係るすべての事故が、電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の故障等が原因で発生した事故である場合にあっては、記入を要しない。

4 第 7 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する事故については、復旧年月日の記入を要しない。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 23 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

第八条～第九条 (略)

様式第 1～様式第 22 (略)

様式第 23 (略)

○ 電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

>

改 正 案		現 行	
別表第一 (略)		別表第一 (略)	
別表第二 (第 15 条第 2 項関係)			
電気通信番号の種別	要件	電気通信番号の種別	要件
1～4 (略)	(略)	1～4 (略)	(略)
5 第 9 条第 1 号に規定するもの (注 3)	1 (略) 2 第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信設備が技術基準適合維持義務の対象であり、法第 42 条に規定する技術基準適合確認を行っていること。 (注 4) 3～8 (略)	5 第 9 条第 1 号に規定するもの (注 3) 1 (略) 2 第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信設備が技術基準適合維持義務の対象であり、法第 42 条に規定する技術基準適合確認を行っていること。 (注 4) 3～8 (略)	1 (略) 2 第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信設備が技術基準適合維持義務の対象であり、法第 42 条に規定する技術基準適合確認を行っていること。 (注 4) 3～8 (略)
6～11 (略)	(略)	6～11 (略)	(略)
12 第 10 条第 2 号に規定するもの	1 (略) 2 (略) 3 総務大臣が別に告示する総合品質（事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）第 36 条の 5 に規定するものをいう。以下 4 において同じ。）を満たすこと。 (注 5) 4 (略)	12 第 10 条第 2 号に規定するもの	1 (略) 2 (略) 3 総務大臣が別に告示する総合品質（事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）第 36 条の 5 に規定するものをいう。以下 4 において同じ。）を満たすこと。 (注 4) 4 (略)
13～15 (略)		13～15 (略)	
注 1～3 (略)		注 1～3 (略)	

4 技術基準適合確認に際しては、総合品質及びネットワーク品質の測定について、TTC標準 J J 201. 01 以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。

5 総合品質の測定については、TTC標準 J J 201. 01 以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。

4 総合品質の測定については、TTC標準 J J 201. 01 以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。

附則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○ 事業用電気通信設備規則の細目を定める件（昭和六十年郵政省告示第二百二十八号）の一部を改正する件 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（警察機関等の端末設備に送信する情報） 第四条（略） 2 規則第三十五条の六第二号（第三十五条の十四及び第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。 一 一三（略） 二 及び 四（略） 三 及び 四（略） 4 及び 5（略） 5 及び 6（略） （総合品質） 第五条 規則第三十五条の十一の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を八〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。 2 規則第三十六条第一項の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を五〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。 （ネットワーク品質） 第五条の二 規則第三十五条の十二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとする。 一 当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。以下この条において同じ。）と当該電気通信回線設備</p>	<p>（警察機関等の端末設備に送信する情報） 第四条（略） 2 規則第三十五条の八第二号（第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。 一 一三（略） 二 及び 四（略） 三 及び 四（略） 4 及び 5（略） 5 及び 6（略） （総合品質） 第五条 規則第三十五条の六の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を八〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。 2 規則第三十六条第一項の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を五〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p>

に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間においては、ITU-T Y.1541 勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の値を七〇ミリ秒以下とし、Y.1541 勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の揺らぎの値を二〇ミリ秒以下とし、Y.1541 勧告におけるパケット損失率の値を〇・一％以下とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

二 当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備と他の電気通信事業者の電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点と端末設備等分界点との間においては、ITU-T Y.1541 勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の値を五〇ミリ秒以下とし、Y.1541 勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の揺らぎの値を一〇ミリ秒以下とし、Y.1541 勧告におけるパケット損失率の値を〇・〇五％以下とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、管理規程の細目を定める件を次のように定める。

平成十九年 月 日

総務大臣 増田 寛也

- 一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査
 - ア 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。
 - イ 工事実施者と設備運用者による工事実施体制の確認及び工事手順の策定に関すること。
 - ウ 設備変更の際にとるべき事項に関すること。
- 二 事業用電気通信設備の運転又は操作の運用監視体制に関すること。
- 三 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策
 - ア 基本指針及び実施状況の公表に関すること。
 - イ 情報の分類及び重要情報の管理に関すること。
 - ウ 情報の管理に関する内部統制ルールに関すること。
 - エ 情報漏えい防止対策に関すること。
 - オ 外部委託時の情報セキュリティ対策に関すること。

カ セキュリティ確保領域に関すること。

キ サイバー攻撃への対処に関すること。

四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の体制、報告、記録、措置及び周知

ア 迅速な原因分析のための事業者と製造者等との連携に関すること。

イ 故障箇所の特定のためにとるべき事項に関すること。

ウ 接続電気通信事業者との連携に関すること。

エ 事故情報の公表に関すること。

五 災害その他非常の場合の体制及びとるべき措置

ア サービスの復旧のための手順及び体制に関すること。

イ 事業者間の連携及び連絡体制に関すること。

六 設計指針及び計画管理

ア ソフトウェアの導入時及び更新時の信頼性確保に関すること。

イ 設備導入前の機能確認に関すること。

ウ 設備の安全・信頼性の基準及び指標に関すること。

エ 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定に関すること。

オ 障害の極小化対策に関すること。

七 重要通信の確保並びにふくそう発生時の体制及び措置

ア 緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応に関すること。

イ ふくそう時における通信規制等の実施手順及び体制に関すること。

ウ ふくそうの拡大防止に関すること。